

議案第 77 号

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例の改正について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表前橋市大胡保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。